

令和5年度稚内市高齢者・障害者施設等価格高騰対策支援事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）が経済に与えた影響により、原油価格、電気・ガス料金をはじめとする物価が高騰していることに鑑み、その影響を受けながらも福祉サービスの安定的な提供に尽力している高齢者・障害者施設等を支援するための臨時的な措置として実施する、令和5年度稚内市高齢者・障害者施設等価格高騰対策支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者・障害者施設等価格高騰対策支援金 第1の目的を達するために、稚内市が支給する支援金をいう。
- (2) 施設等 稚内市内において別表に掲げる事業を行う社会福祉施設又は事業所であって、北海道知事又は稚内市長の指定を受けたものをいう。

(支給対象者)

第3 高齢者・障害者施設等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、施設等を運営する事業者とする。ただし、次に掲げる施設等を除く。

- (1) 令和5年8月1日までに運営を開始していないもの
- (2) 申請日時点で事業の廃止及び休止（届出を行わない事実上の廃止及び休止を含む。）を行っているもの
- (3) 稚内市が運営するもの

(支援金の額)

第4 第3の規定により対象事業者に対して支給する支援金の金額は、別表に定める金額とする。

(支援金の申請)

第5 支援金の支給を受けようとする対象事業者は、別記第1号様式の稚内市高齢者・障害者施設等価格高騰対策支援金申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

(申請期限)

第6 支援金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 別記第1号様式の高齢者・障害者施設等価格高騰対策支援金申請書兼請求書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第7 市長は、第5の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給又は不支給を決定し、別記第2号様式の稚内市高齢者・障害者施設等価格高騰対策支援金支給決定(却下)通知書を当該申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、対象事業者等に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(不当利得の返還)

第8 市長は、支援金の支給後に要件に該当していないことが判明したとき又は偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けた対象事業者等があるときは、当該給付の決定を取り消すとともに、既に支援金の支払を完了しているときは、その者に対して、支給した支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2、第4関係）

区分	根拠法令	事業種別（サービス種別）	支援金額
入所系サービス提供施設等1	老人福祉法（昭和38年法律第133号）	養護老人ホーム（第20条の4） 特別養護老人ホーム（第20条の5）	定員一人につき50,000円（定員が受入可能人数を上回る場合は、受入可能人数とする。）
	介護保険法（平成9年法律第123号）	（介護予防）特定施設入居者生活介護（第8条第11項、第8条の2第9項） 介護老人福祉施設（第8条第27項） 介護老人保健施設（第8条第28項）	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）	施設入所支援（第5条第10項）	
入所系サービス提供施設等2	介護保険法（平成9年法律第123号）	（介護予防）短期入所生活介護（第8条第9項、第8条の2第7項） （介護予防）短期入所療養介護（第8条第10項、第8条の2第8項） （介護予防）小規模多機能型居宅介護（第8条第19項、第8条の2第14項） （介護予防）認知症対応型共同生活介護（第8条第20項、第8条の2第15項）	定員一人につき40,000円（定員が受入可能人数を上回る場合は、受入可能人数とする。）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）	短期入所（第5条第8項） 共同生活援助（第5条第17項）	
通所系サービス提供施設等	介護保険法（平成9年法律第123号）	通所介護（第8条第7項） （介護予防）通所リハビリテーション（第8条第8項、第8条の2第6項） 地域密着型通所介護（第8条第17項） （介護予防）認知症対応型通所介護（第8条第18項、第8条の2第13項）	定員一人につき10,000円（定員が受入可能人数を上回る場合は、受入可能人数とする。）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）	生活介護（第5条第7項） 就労移行支援（第5条第13項） 就労継続支援（第5条第14項）	
	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童発達支援（第6条の2の2第2項） 放課後等デイサービス（第6条の2の2第4項）	
訪問系・相談系サービス提供施設等	介護保険法（平成9年法律第123号）	訪問介護（第8条第2項） （介護予防）訪問リハビリ（第8条第5項、第8条の2第4項） （介護予防）訪問看護（第8条第4項、第8条の2第3項） （介護予防）（特定）福祉用具貸与・販売（第8条第12項、13項、第8条の2第10項、第11項） 居宅介護支援（第8条第24項）	一事業所につき50,000円
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）	居宅介護（第5条第2項） 特定相談支援（第5条第18項）	

	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	障害児相談支援事業（第 6 条の 2 の 2 第 7 項）	
--	-------------------------	-------------------------------	--

- 1 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の空床を利用してサービスを提供する短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所は対象外とする。
- 2 入所系サービス提供施設等及び通所系サービス提供施設等において、同種のサービスを他の制度でも提供している場合、定員を別に設けていなければ一の事業所としてみなす。
- 3 訪問系・相談系サービス提供施設等において、同種のサービスを複数実施している場合であっても、一の事業所としてみなす。
- 4 基準該当事業所は対象外とする。

別記第 1 号様式（第 5 関係） **〔別添〕**

別記第 2 号様式（第 7 関係） **〔別添〕**